

平成 29 年 6 月 15 日 (木曜日)

(会議第 4 日目)

応招議員

1 番	坂 本 あ や	2 番	濱 村 博	3 番	藤 本 岩 義
4 番	矢 野 昭 三	5 番	澳 本 哲 也	6 番	宮 川 徳 光
7 番	小 永 正 裕	8 番	中 島 一 郎	9 番	宮 地 葉 子
10 番	森 治 史	11 番	池 内 弘 道	12 番	浅 野 修 一
13 番	小 松 孝 年	14 番	山 崎 正 男		

不応招議員

な し

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

な し

地方自治法第 121 条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	大 西 勝 也	副 町 長	松 田 春 喜
町 参 事	北 岸 英 敏	総 務 課 長	宮 川 茂 俊
情報防災課長	徳 廣 誠 司	税 務 課 長	尾 崎 憲 二
住 民 課 長	藤 本 浩 之	健康福祉課長	川 村 一 秋
農業振興課長	宮 地 丈 夫	まちづくり課長	金 子 伸
産業推進室長	門 田 政 史	地域住民課長	矢 野 雅 彦
海洋森林課長		建 設 課 長	森 田 貞 男
会 計 管 理 者	小 橋 智 恵 美	教 育 長	坂 本 勝
教 育 次 長	畦 地 和 也		

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小 橋 和 彦

書 記 都 築 智 美

議 事 日 程 第 4 号

平成 29 年 6 月 15 日 9 時 00 分 開議

日程第 1 一般質問

日程第 2 議案第 8 号から議案第 15 号まで

(委員長報告・委員長報告に対する質疑・討論・採決)

日程第 3 議案第 16 号及び議案第 17 号

(提案理由の説明・質疑・討論・採決)

日程第 4 議員提出議案第 1 号から議員提出議案 4 号まで

(提案趣旨説明・質疑・討論・採決)

日程第 5 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

●町長から提出された議案

議案第 16 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議案第 17 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

●議員から提出された議案

議案第 1 号 高規格幹線道路に佐賀北部地域と佐賀との間で利用できる一般道路との連結路の建設を求める
意見書について

議案第 2 号 「大学生への給付制奨学金制度の拡充」を求める意見書について

議案第 3 号 特別支援学校の設置基準の策定、及び、特別支援学級の学級編制基準の改善を求める意見書に
ついて

議案第 4 号 農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書について

議 事 の 経 過

平成 29 年 6 月 15 日
午前 9 時 00 分 開会

議長（山崎正男君）

おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

これより、日程に従い会議を進めますので、よろしく申し上げます。

最初に、副町長から発言を求められております。

これを許します。

副町長。

副町長（松田春喜君）

おはようございます。

冒頭、貴重なお時間を頂きます。

昨日の、宮地議員のマイナンバー関係の一般質問では、即答ができない部分がありました。

確認を致しましたところ、マイナンバーの提示に関する罰則規定はないということでございます。

当然のことながら、提示しなくてもよいというわけではございませんので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

また、住宅関係などではですね、マイナンバーの提示がない場合には、提出の省略ができる書類、所得証明等の提出が必要となる場合がございますので、お知らせをしておきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

これで、副町長の発言を終わります。

日程第 1、一般質問を行います。

発言を許します。

質問者、宮川徳光君。

6 番（宮川徳光君）

おはようございます。

初っぱなではございますが、一般質問はラストバッターということでございます。今回も中ごろの準備を狙ったんですが、まあタッチの差で最後になりました。

一般質問の通告の締め切りが 6 月 2 日でございましたが、その後、6 月 6 日に高知市の江の口川で、魚大量死が発生しました。その原因が、近くの小学校のプール清掃に使用した消毒薬、次亜塩素酸ナトリウムとのことですが、その川への流入だったとのことございました。

こういった事故はあってはならないことなのですが、今回の一般質問とのタイミング、また、内容との絡み合いの良さいいますか、そういったことに驚くとともに、これは人為的な単純ミスが重なったためのことなので引用するのは少し気が引けましたが、先ほど申しましたように、今回の一般質問の事例としてはいい例ではないかと思ひまして紹介を致しました。

と申し上げますのも、この高知市でのプール清掃が当黒潮町のように、EM や、くろしお元気 AI などの微生物資材を活用していれば、この事故は起こり得なかったと思うからでございます。

この自然環境改善についての質問は、これまで3回行いました。自然が元気への対策や取り組みについてという切り口で質問を致しました。今回は、質問の目的をより分かっていただくために、直接的な表現と思われる、自然環境を取り戻そう、としております。

この、自然環境を取り戻そうとの思いは、松山市にお住まいで、えひめAI やマイエンザの生みの親で、現在マイエンザ協会会長の、曾我部義明氏を講師にお招きしまして、平成25年2月に当町民のあかつき館におきまして、台所はエコへの入り口、と題しました環境改善講演会が開催されました。その折、その曾我部氏が述べておられました、私たちが合成洗剤などの使用でここ数十年かけて汚し続けてきた環境を、合成洗剤などの環境への負荷の大きい物質の使用を極力控えるとともに、環境への負荷の少なく、かつ、環境改善に効果のある物質を使うことにより、数十年かけて元の自然環境を取り戻そう、との思いそのものだと思います。

これまで3回の質問する中で、現在の当町における川や海の汚染は、主に家庭からの生活排水によるものだと認識は一致していると思っております。しかしながら、私たちは長年にわたって便利さや効率を求めてきたことにより、それにより出来上がった考え方、認識といったものを変えることは容易なことではないと考えております。

こういった状況の下、今回、4回目の一般質問を行うものです。

ということで、通告書には自然環境を取り戻そうとしまして、町のキャッチフレーズ、人が元気、自然が元気、地域が元気 黒潮町の中の、自然が元気を達成するための施策のうち、EM、有用微生物群や、くろしお元気AIなどの活用により、自然環境をより良くしようとする活動などについて、平成25年3月期を皮切りに、同6月期、翌26年12月期と、これまで3回、一般質問で取り上げさせていただいた。

ということで、カッコ1としまして、その後の町内の住民の取り組み状況、および町の取り組み、ならびに今後の展望を何うとしております。

答弁をお願い致します。

議長（山崎正男君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

それでは宮川議員ご質問の1、自然環境を取り戻そうについて、そのカッコ1、その後の町内の住民の取り組み状況、および町の取り組みならびに今後の展望を何うについて、通告書に基づきましてお答えをさせていただきます。

議員ご質問の、EMやくろしお元気AIなどを活用した27年度以降の町内の皆さんの取り組み状況につきまして、高知県漁協佐賀統括支所女性部と、そして黒潮エコクラブの皆さんが引き続き取り組まれておりますので、ご紹介をさせていただきます。

まず、高知県漁協佐賀統括支所女性部の皆さんは、黒潮町EM菌培養施設を利用して、有用微生物群EMの培養、販売、普及啓発を行っていただいております。培養したEMは、ご家庭での使用のほか、学校プールや水路への投入により、環境浄化に役立っております。

そして、黒潮エコクラブの皆さんは、旧早咲保育所におきまして、くろしお元気AIを製造、販売、町内各地区の施設への配布、普及啓発などを引き続き行っていただいております。製造されたくろしお元気AIは、EMと同じく各ご家庭での使用のほか、学校プールへの投入により、環境浄化に役立っております。

それにかかわります町の取り組みと致しましては、生ゴミの減量化と環境保全を図ることを目的に、コンポスターとEMぼかしボックス購入を促進するための、生ゴミ処理奨励費補助金を実施を続けております。

また、毎年開催されている四国EMフェスタへ、関係者の皆さんと参加し研修をするとともに、毎年1月に、

くろしお元気 AI ぼかし作り講習会を開催致しております。

今後の展望と致しましては、子どもや孫、未来の子どもたちに黒潮町の大きな財産でございます、美しい海、山、川を伝えていくために、私たちは海、山、川の環境がもたらす恵みを思い、あらゆる活動において良好な環境の保全と創造に努めなければならないと思います。

そのために、できるだけ環境への負担が少ない持続的発展が可能な社会を目指し、恵み豊かな環境を保つこと。そして、魅力あふれる環境づくりを、すべての町民の参加により推進できるような取り組みを検討したいと考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

宮川君。

6 番（宮川徳光君）

ありがとうございました。

今の答弁いただいた中で、もし分かればですが、例えば、EM もくろしお元気 AI も販売されておりますが、それを含めた普及状況の具体的な数値的なものが分かれば、教えてください。

それから1点、ちょっと気になったのはですね、今の環境を保つというような表現だったと思いますが。これまで私が3回質問させていただいた中で1回目ですかね、25年3月のときに、以前から言うとかかなり環境が、合成洗剤などの使用によって汚されてきているということで、その元の状態へ返すような動きをしなければならぬという答弁だったと思いますが。それからすると妙にこう、言葉に引っ掛かって申し訳ないがですけども、現状を維持するのか、元あったようなより良い状態にするのか。そこのあたりを、再度答弁願います。

それから、加えてです。プール清掃に使われているとかいう話もございました。そういった活動、プール清掃だけを取り上げてみますと、近隣の市町村でどういうふうに活動されているかということをごすね、分かれば教えてください。

議長（山崎正男君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

それでは宮川議員の再質問にお答え致します。

まず、普及状況と致しましての数値でございますが。漁協女性部の皆さんにつきましては、戻入といえますか、販売した金額のうち110円を黒潮町の方に入れていただいております。それによりまして販売本数が分かりますので、その本数を述べさせていただきたいと思っております。

平成27年度の販売本数が3,044本でございます。それから、平成28年度は2,959本でございます。例年、大体3,000本前後を推移を致しておると、報告で挙がっております。

あともう一つ、黒潮エコクラブの皆さんにつきましては、こちらの方は私たちの方の分に手元に数値がございませんので、ちょっとそれを何本販売されたかということにつきましては資料がございません。

それから、2点目のですね、町のその方針のことについてでございますが。今後の展望につきまして、もう少し詳しく述べさせていただきますが。

今の黒潮町の自然環境がどうであるかということが、それが基本になると思います。しかしながら、それを調査して、数値化して、データとしてはございません。またそれから、世代とか地域とかによりまして、どの年代と比べてどうであるのかというのはそれぞれの見方がございますので、明確なものについては出すことができません。

しかしながら、経済が最優先されておりました高度成長期の昭和40年代にはですね、町内の川の水質が悪く、うろこに黒い斑点ができたハヤンボとか、それから、背中が曲がったイダが泳いでおりましたが。また、遠足に行きますと、浜辺にコールトールが漂着しちよりまして、そのまま座るとスポンに付着するというようなことがあったと思いますが。今になりますと、その斑点が付いた魚や、そして変形した魚は見当たりません。また、遠足に行っても、浜辺にワイシャツで寝転んでもですね、コールトールが付くような状態ではありません。これは、こんなことでは駄目だよという、町民の皆さん、そして国民全体の皆さんが声を挙げて、海や川の環境を改善しようと努力をした結果であると思います。

ですから、今の黒潮町の自然環境を基準に致しまして、もっと良くするために町民の皆さんと取り組む方向を協議して進まなければならないというふうに思います。

そこで、すべての町民の皆さんの参加を目指すための基本的な考えと致しまして、環境問題をテーマと致しました、地球の秘密という絵本を描かれた、その当時小学生でございました、坪田愛華さんの感想文の一節を引用させていただきます。これは坪田愛華の一節です。

これは環境についてなんだけれど、私一人ぐらいという考えはやめようと思います。

それを世界中の人がすれば、一発で地球はだめになると思います。

みんなで協力しあって、美しい地球ができればいいです。

と、述べられています。この一節から私たちは、一人一人自分の生活様式を見つめ直し、足元から変えようと努力することが必要だということを学ぶことができると思います。

そして、町内グループの皆さんの啓発活動から、共に行うことによりまして、町民の皆さんの意識を変えることが可能だと思います。そういう取り組みを、今、必要ではないかというふうに考えております。

従いまして、この基本的な考えを基に、町と致しましては既に取り組まれている町内のグループの皆さんと協力して、町民の皆さんへの啓発活動について共に検討していきたいという姿勢でおります。

続きまして、プールの清掃についてでございますが。近隣市町村の学校のプールに、そのEM、そして、えひめAIですか、をどのように利用されておるかということでございますが。

四万十町と中土佐町と四万十市、宿毛市の教育委員会にお聞きしましたところ、プールの清掃につきましては各学校にお任せをしており、それで、薬剤の使用についての詳細については分からないということでしたけれども、黒潮町のようなEMや、くろしお元気AIなどの有用微生物群の使用はしてないということでした。

従いまして、黒潮町のように町内すべての小中学校のプールに、EMやくろしお元気AIを投入している町は、近隣市町村にはないということになります。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

宮川君。

6番（宮川徳光君）

ありがとうございました。

再度になりますが、その現状をどうとらえるかという点で、今回4回目なのですが。1回目、2回目あたりと全然、そのとらえ方が違っております。

というのが、先ほどもちょっと申しましたように、これはその25年3月のときに、当時の総務課長が答弁していただいておりますが。私たちが若かったころから少し荒廃していると思うということで、そのころの状況に戻していかなければという答弁をいただいているがですよ。私もその思いで、こういうことをやったらどう

ですかということなのですが。

今の答弁からしますと、もともと環境が良かったのを、ある高度成長期の何かによってすごい汚染された。その汚染されたということに基づき、今の現状を語られたのですが。私もですが、その1回目の答弁は、その汚染する前の状態と比べてどうかということを用いて、その汚染する前の状態に戻そうという活動をしようということなので、だいぶそのあたりの目的が違うような感じを受けたのですが。

再度伺います。

議長（山崎正男君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

宮川議員の再質問にお答え致します。

宮川議員のご質問どおり、やはり昔の自然環境に戻すということについては大きな、それが基本でございます。ただし、その基準となるものがですね、やはりございません。そうなってくると、今の現状をどう見て、どういうふうな形に良くしていくかということが、やっぱり基本になってくるのかなというふうに思います。

従いまして、今のその自然環境を保ちつつ、それよりももっと良い環境にしていきたいという姿勢でございます。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

宮川君。

6番（宮川徳光君）

今の答弁は、何か2つのことを言われたような気がします。もともとというても、その時点とか分かんと思えますけども。

例えばですよ、四万十市でも、四万十川を昭和30年代の川に戻そうとか、まあ、ちょっと年代があれですけども。そういう以前の四万十川に戻そうという運動も、今ではないですけど、ちょっと以前にはやられていたことがあります。それは市の方の取り組みじゃなくって、商工会関係、向こうは商工会議所ですかね。そういう関係で、取り込まれてた事例もあったと思えますが。

その25年の3月に答弁されたように、例えば、今の60過ぎぐらいの方が若かったころ。例えば、学校行きよったころ。例えば、私なりに話をしますと、その東を流れております加持川ですかね。それも、汽水域にはカキがいっぱいありまして。カキいうても、食べれるカキではないですけども。川も水もきれいで、今の状態とは全然違ったものでした。それは各河川でも、例えば住む魚も全然違ってありますし。今は、何か魚の住むというよりはヨセが川の中にあぐらをかいて座っているような状態で、随分変わってしまったなあというふうな。まあ、そのヨセは自然環境のあれとはちょっと問題が違いますけども。

もう少し年配いいいますか、住民の方から意見といいいますか、どうだったかとかいうような情報を収集すればですね、ある程度の輪郭は見てくると思うんですが。

そのへんはいかがでしょうか。

議長（山崎正男君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

宮川議員の再質問にお答え致します。

それぞれの年代、小学生、それから高齢者の皆さんによってですね、過去のその環境がどうであったのかと

いうことについては、思いがいろいろであるなどと思います。

その分について、なかなか、昭和の30年代とか20年代の川ということを申されましても、なかなかその分については共通理解が得にくいところがあるかと思えます。

従いまして、やはり今ある現状の自然環境を基準と致しまして、どのようにこれを良くしていくか。そういうことを行うことによって、過去のような水質環境、そういうものが取り戻せるのではないかというふうに考えます。

従いまして、そういう皆さんのご意見をいただきながら、どのような自然環境にしていくのかということについては検討する必要があるかと思えます。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

宮川君。

6番（宮川徳光君）

繰り返しになりますが、1回目の答弁とはだいぶ下がったように、私には印象を受けますけども。

情報を収集して検討をしていただけたということですので、それに期待致します。

先ほど、高知市の江の口川の魚大量死の件に少し触れましたが、プール清掃は、近隣、周辺の市町村では行われていないということでもございました。今の答弁の中で、そういうことが入っておりましたが。私も高知市の教育委員会に問い合わせましたところ、そういうことはやってないということでもございました。

そういったことを考えますと、当黒潮町はその微生物資材いいますか、そういったものによってプール清掃が。平成15年ぐらいにEMが、当時、佐賀町と大方町でそれぞれ活動されておったとのことですが。旧佐賀町に関して言えば、行政サイドからの発案でEMが取り入れられたように、私、聞いておりますが。

いずれにせよ結果的にですね、県下的にも少ないのではないかとと思われる、そういう微生物資材を使ったプール清掃。実際にやられておる所によりますと、以前のプール清掃は大変だったとのこと。それから比べると、仕上がりの綺麗さ、それから清掃時間の短縮、そういったことで、もうすごいもんができたがやねというふうな感想だったそうです。

これも今言いましたように、合併前の両町にそういった取り組みをされていた方がおいで、なお、その佐賀の方で、まずプール清掃に、その当時、佐賀漁協の女性部の方が、EMの会社から頂いた資料を基に学校に働き掛けて、自らもそのプール清掃に参加するなどして、そういったことから始まったと聞いております。それから、合併した後に大方の方にも入ってきまして、すべての学校のプールでやられてる。まあ、大方高校はちょっとやられてないとのことでもございますが、黒潮町教育委員会の管轄する学校においてはやられておると。

で、去年の10月からですか、大方地域の1校だけ、くろしお元気AIをEMから変えていただいて、今年の5月にプール掃除したそうですが、同じようにスムーズにプール掃除ができて、排水溝も詰まることなく、すごい助かっておりますという学校の先生のご返事でございました。

先ほど少し触れましたが、旧佐賀町においては行政サイドからの発案ということで。それと、そのことによって担当者が頑張っておられて、それに加えて、佐賀漁協部といろいろタイアップして、現在の活動に至っているとのことでもございます。

今取り上げたのは、住民と行政の職員が協力し合うことにより、こういう、私は素晴らしいことだと思えますが、出来上がってきておる。協力し合うことの大切さを痛感させられた、ということもありました。

こういった意味も加えまして、カッコ2の質問を致します。

カッコ2としまして、町の広報やケーブルテレビなどによる住民への自然環境改善への意識の啓発を図れな

いか、としております。

答弁願います。

議長（山崎正男君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

それでは宮川議員ご質問の、自然環境を取り戻そうについてのカッコ2番、町の広報やケーブルテレビなどによる住民への自然環境改善への意識の啓発を図れないかについて、通告書に基づきましてお答えをさせていただきます。

議員ご指摘の広報につきまして、これまで自然環境改善に関する町の広報紙やケーブルテレビでの啓発は、非常に少ないと反省をしております。そのため、27年度から、大方高校の地域課題解決学習のミッションと致しまして、環境に関するCMを作ってくださいと提案を致しましたところ、ケーブルテレビで流せるCMを高校生の皆さんが作成してくれました。現在、IWKにお預けしておりますので、近日中にコマーシャルとして放送ができると思います。

また、広報くろしおへの掲載につきましても、関係グループの皆さんと協力をいただきながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

宮川君。

6番（宮川徳光君）

ありがたい答弁をいただきました。

ちょっと余談になるかもしれませんが、私も、先ほど答弁の中にありました、島根県でしたかね、坪田愛華さんという方が、小学校のその環境学習の中で生徒が発表するというので、みんながその発表を作る中で、その愛華さんは絵が、まんががすごい得意だったとのことで、まんがによる、地球環境まんがですかね、地球の秘密、今ご紹介された本ですが。これは、国連グローバル500賞を受賞しておるそうでございます。

今、私が取り上げましたのは、今、黒潮町の中では、くろしお元気AI、四万十市になりますとしまんとAI、中土佐で言いますとよろずai、といったようにAI（アイ）という言葉が付いておりますが。これは、このえひめAI。その、例えばくろしお元気AIの親になりますといいですか、同じものですが、えひめAIのAIから黒潮町も取っているとのことでございますが。その、えひめAIのAIは、坪田愛華さんのその地球環境への思いに共鳴してといいですか、えひめAIを作られた曾我部氏がその愛華さんから愛（AI）をいただいて、えひめAIと命名したことによるものだとのことでございます。これは余談でございますが。

ということで、1問目、自然環境を取り戻そうは終わります。

2番目の、食育と学校給食についての質問を致します。

通告書を読み上げます。

町内の全小中学校に学校給食が取り入れられて4年が経過した状況下、以下を伺うとして。

まず、カッコ1としまして、学校教育において、食育の取り組み状況は、としております。

答弁をお願いします。

議長（山崎正男君）

教育次長。

教育次長（畦地和也君）

おはようございます。

それでは宮川議員の、食育と学校給食についての、学校教育において、食育の取り組み状況というご質問について、学校給食を通じた取り組みについてご説明を致します。

佐賀、大方、双方の給食センターには栄養教諭が配置をされておりますけれども、各校の給食時に栄養教諭による給食指導の実施や、全学年において食に関する授業を実施をしております。

これらによりまして、食事の重要性、食事の喜びや楽しさの理解、望ましい栄養や食事の取り方を理解をし、自ら管理をしていく能力の育成、食事のマナーや食事を通じた人間関係形成能力の育成などのほか、食事を大事にし、食べ物の生産等にかかわる人々への感謝の心の育成、地域の産物や食にかかわる文化や歴史を理解し尊重する心の育成などを行っております。

そのほか、生産者の方をお招きをしてお交流給食の実施や、調理を委託をしている株式会社の調理職員との交流給食の実施など、外部の方との交流も積極的に行っているところでございます。

また、小学校にあつては社会科見学、中学校にあつては職場体験の受け入れを、給食センターで行っているところでございます。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

宮川君。

6番（宮川徳光君）

ありがとうございます。

カッコ1は終えまして、カッコ2の方へいきます。

カッコ2としまして、児童生徒の欠食状況と対応策は、としております。

欠食というのは、朝食を食べてこないという意味の欠食でございます。

答弁をお願いします。

議長（山崎正男君）

教育次長。

教育次長（畦地和也君）

それでは2問目の、児童生徒の欠食状況と対応策はという質問につきまして、ご説明をさせていただきたいと思っております。

黒潮町では、毎年度、児童生徒生活実態アンケートを実施をしております。本年度は現在、調査期間中でありますので、昨年度の結果を基に、児童生徒の朝食の取得状況についてご説明を致します。

このアンケートは保護者対象の調査ですが、平均致しますと95パーセントの児童は毎日朝食を食べており、週に1、2回抜かる児童も含めると99パーセントの児童生徒が朝食を取っているということになっておりますけれども、週に1、2回しか食べないという生徒が残りの1パーセントということになっております。

また、各、小学校、中学校でも、児童生徒本人に対しまして、学期に1回以上、多い学校につきましては、夏期休業中を除く毎月、1週間分の生活調べや生活チェックを行っておりますけれども、その結果につきましてもほぼ同様の結果となっております。

朝食を食べてこなかった理由と致しましては、食欲がなかったということが、理由が最も多く、早起きができなかったことが原因で、結果、朝食を抜くということが多いようでございます。

このようなことから、教育委員会、学校では、これらの調査結果を保護者の方に返し、早寝、早起き、朝ごはんの啓発を行い、早寝、早起きのリズムが一日の基本となることを知らせるようしております。

また、児童生徒に対しましては、日々の給食指導や親子ふれあい給食などを通じまして、食事の重要性や楽しさ、食事のマナーなど、食育を推進しているところでございます。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

宮川君。

6 番（宮川徳光君）

欠食状況につきまして、平成 28 年度、ほとんど食べてこない、週に 1、2 回食べておいでるという児童生徒が 1 パーセントということでございましたけども。

これを取り上げたのは、ある学校関係者の方から結構多いということで。ちょっと多いという、数的なものちょっとあれですけども。ニュアンスとして、結構いるというというようなニュアンスの話だったもので、ちょっと取り上げたのですが。

これ、28 年度は分かりました。

あと、27 年とか 26 年とか、そういった経緯などについて、分かれば教えてください。

議長（山崎正男君）

教育次長。

教育次長（畦地和也君）

再質問にお答えを致します。

先ほどご説明しましたように、毎年度、教育委員会の方で児童生徒の生活実態アンケートを実施をしているところでございますけれども、1 週間分の朝食の取得状況について調査をするわけですけども。

先ほど申しましたように、毎日、要は週に 5 日食べてくる子ども、それから週に 3 日、4 日食べる子、つまり、1 日どうしても抜かる子。それから、1 日ないしは 2 日しか食べない子、まったく食べない子。大体この 4 種類で調査を致しますけれども、過去の暦年比較致しましても、そんな大きな変化はございません。

先ほども言いましたように 95 パーセントの子は、小学校 1 年生から中学校 3 年生を通じての平均というふうにご理解いただきたいですけども、95 パーセントの子はもう毎日食べていると。どうしても 1 回、2 回、時々抜かるときがある子を含めましても、99 パーセント前後の子は食事を取っているという調査結果になっています。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

宮川君。

6 番（宮川徳光君）

ちょっと、質問が 1 つ漏れましたが、確認させてください。

現状で、欠食についてはあまり問題意識は持ってないということよろしいでしょうか。

議長（山崎正男君）

教育次長。

教育次長（畦地和也君）

全く問題意識はないということではなくて、まず一番の問題は、食べているという子どもたちの回答の問題は品目数でございまして。毎日食べているかどうかにつきまして、併せて、何品食べていますかという調査も、我々の方しております。

1 品、2 品というのが非常に多くございまして、これが、中学生でいくと 46 パーセントぐらいが 1 品、2 品

ということになっております。

で、その1品、2品がさて何かということでございますけれども。例えば、菓子パン1個とか、バナナ1個とかいうことも含めて、1品ないしは2品というふうに答えられると、これは内容の問題も非常に問題がございまして。

ですから、昨年度からの調査は、具体的に何を食べているか。3品食べたというふうに答えた者は3つ、ご飯と、おかずと、お味噌汁とかいうふうに、必ず何を食べたかを丸をしていただくような調査に変えて、その中身を具体的に。数の問題じゃなくて、数プラス、何を幾ら食べてるかとの調査につきましても、昨年度からは重点視しながら調査をしているところでございます。

それから、食べる回数が少ない児童に関して、少ないからいいと思ってございませんでございまして。特に、いろんな家庭のご事情で、保護者が食べさせることができない家庭も、実はほんとにいます。そういうことにつきましても我々は非常に問題視をしております、関係機関と調整をしながら、その対策等も取っているところでございます。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

宮川君。

6番（宮川徳光君）

この、今答弁いただいた部分は、カッコ1の食育の部分にもかなり絡んでくるように思います。全体的に食育ということが成り立っているということだろうと思いますので、その中に入るのは当然かとは思いますが、

も。そこのあたりの意識、まあ指導とか、意識を持って指導されているかどうか、ちょっと教えてください。

議長（山崎正男君）

教育次長。

教育次長（畦地和也君）

再質問にお答えをしたいと思います。

食に関する問題というのは、やはり基本は家庭が中心ということになろうかと思っておりますけれども、食生活が非常にこう多様化を進んでおりまして、それから食に関する情報も非常にはんらんをしておるということもあります。それから、安全性の問題も最近では非常に重要視をされておりまして、家庭においてすべて十分な知識に基づく子どもたちへの指導というものは、非常に困難であるという状況になっておると思っております。

そういうことも踏まえまして、先ほどご説明しましたように、それぞれの目的を持って、学校において子どもたちへの食育、それから学校だより、学級だより、あるいはPTA活動等の中で、保護者への啓発。そういうことも含めて、子どもたちの食環境の改善に取り組んでいるところでございます。

議長（山崎正男君）

宮川君。

6番（宮川徳光君）

分かりました。

質問が細切れで申し訳ないです。

子ども食堂とかいう言葉がありますが、当町においてはそういった活動はあるでしょうか。

教えてください。

議長（山崎正男君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

それでは、再質問にお答え致します。

子ども食堂の目的としましては、子ども食堂は子どもの食堂ではなく、住民が誰でも気軽に集い、安心してつながることができる居場所であり、少子高齢化、核家族化の進行により人と人とのコミュニケーションが希薄になる中、地域において重要な役割を果たすということで。

昨年、高知県ではですね、第3期日本一の健康長寿県構想によりまして、食事の提供を通じて、先ほども言いましたが、子どもと保護者の居場所となる子ども食堂が、多様な形で県内に広がりつつある状況でありますので、県内全域へさらなる広めていく活動を充実の支援を行っていくということで。

当町と致しましてはですね、今後、子ども食堂の必要性について、町内の子どもに関する関係機関と検討をしていきたいと考えております。

以上です。

議長（山崎正男君）

宮川君。

6番（宮川徳光君）

通告書にない質問で、申し訳ございませんでした。

現在は、子ども食堂の活動はないと。現在。

では、3番の方へいきます。

3番としまして、給食材料の自給率につきまして問います。

これまでの推移と自給率の向上への取り組み状況を問います。

よろしくお願いします。

議長（山崎正男君）

教育次長。

教育次長（畦地和也君）

それでは宮川議員の3番目の質問、給食材料の自給率の推移と、自給率の向上への取り組みにつきまして、お答えを致します。

給食材料の自給率の把握の仕方につきましては、品目ベース、重量ベース、金額ベース等ありますけれども、当町の場合は町内での購入率、要は金額ベースでの把握としておりますので、それをもちましてご説明をさせていただきます。

過去4年間の、町内、町外購入のベースでの購入状況についてご説明を致します。賄材料費の購入金額で説明をさせていただきます。

まず、25年度でございますが、全体で4,562万5,000円の購入でございます。そのうち、町内からの購入が2,027万2,000円で、44.4パーセントでございました。

26年度は、全体で4,280万6,000円の購入に対しまして、町内からは1,693万8,000円、39.6パーセントの購入でございます。

27年度につきましては、4,235万4,000円のうち、町内からは1,652万9,000円、39.0パーセントの購入でございます。

28年度につきましては、4,564万3,000円のうち、町内からは2,130万4,000円、46.7パーセントの購入でございました。

次に、自給率向上につきましては、平成27年度から、JA、農業振興課、にこにこ市などに出荷をしている生産者の皆さん、給食センター、この四者で農林水産物の利用拡大に向けた協議を実施をし、配送などの調整を行っていただいた結果、佐賀給食センターにも、にこにこ市から納品をしていただけることになったほか、本年度からは、佐賀地域に新たに設立をされました農業法人を通じまして一部野菜を、通年を通じまして納品をしていただけることになっております。

また、加工品につきましては、黒潮町の防災缶詰のローリングによる利用のほか、基本調味料である黒潮町のさしすせそ、砂糖、塩、酢、醤油、味噌を積極的に使ったメニューにも取り組んでいるところでございます。

いずれにしても、給食材料の地元自給率を向上させるためには食材自体の生産工場が必要になりますので、これまで以上に、生産者の皆さん、関係団体への働き掛けを行ってまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

宮川君。

6番（宮川徳光君）

ありがとうございました。

今、4年ぐらいにわたっての実績をお示しいただきましたが。

以前、一般質問したときにですね、にこ市関係で、生産者の方々と集まって調整をして、というような話がありました。それはまあ、それでちょっといったん置いて。

全体的な話としましては、生産者の高齢化とかいったものに伴って、調整いいますか生産物の調達が難しくなってくるのでは、というような感じもあったと思いますが。

その会の開催状況いいますか、そういったものと。

あと、今言われた今後の見通しといったものを、どういうふうにとらえておりますでしょうか。

議長（山崎正男君）

農業振興課長。

農業振興課長（宮地丈夫君）

宮川議員の再質問にお答え致します。

先ほど、にこにこ市を中心としたという会、組織化の話がございました。農業振興課、それからにこにこ市の方で中心となって、平成27年の8月に給食食材出品者への説明会を行っております。そのとき、生産者、にこにこ市へ出している生産者27名の方の参加をいただいて、その会を行っております。

その後ですね、同年の9月28日に、生産者12名によりまして、実際の出品をしたいというようなことの説明会を再度行っております。そのことによりまして、現在、取り組みを、にこにこ市が佐賀の給食センターへも配送できるような仕組みとなっております。

高齢化等がございますが、今現在、にこにこ市の方へ学校給食として出品していただいている出荷者の方が、平成27年度は65名、それから平成28年度が59名と、若干その増減といえますか、はありますけど、佐賀の給食センターへの出荷自体はかなり増えているという状況でございます。

以上です。

議長（山崎正男君）

宮川君。

6番（宮川徳光君）

言葉足らずだったのでしょうか、見通しのものを尋ねたつもりだったのですが。

今の答弁でいきますと、にこ市関係の生産者が65名で、27年度は、28年度は59名ということで、6名減っているわけですが。

高齢化という言葉がこの数字に重ねますと、後がどういうふうな予想になつとるのかなというふうに思いますが。

そのへんはいかがでしょうか。

議長（山崎正男君）

農業振興課長。

農業振興課長（宮地丈夫君）

今後の見通しということでございますが。自給率、生産、地産地消、黒潮町産の拡大に向けてですね、この組織、にこにこ市の出荷者、常時、今出している方が約150名くらいおるということでございますので、まだ学校給食へのお荷が出来る方もおられるというふうに考えておりますので、そちらの方へのアプローチ等をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

宮川君。

6番（宮川徳光君）

今の答弁を聞きますと、何か大丈夫っぽいというような意味合いに取りましたけども、前はもう少し厳しいような印象で、私、答弁をお聞きしたように感じておるのですが。

この自給率の向上の目標値みたいなものがあれば教えてください。

議長（山崎正男君）

教育次長。

教育次長（畦地和也君）

お答えを致します。

ご存じのように、賄材料費で給食材料を購入する場合には、例えば肉類につきましては、全体の15パーセント前後の購入額となっております。それから牛乳につきましても、20パーセント前後を占めております。これらにつきましては町内生産というのが基本にございませぬので、どうしてもこの部分はクリアができない部分になります。

従いまして、我々の目標値としては、まあ上限60パーセントぐらいが。細かい調味料とかも、どうしてもその中に含まれてきますので、上限60パーセントぐらいが最大努力値かなあと思っております。当面の目標は、本年度の目標は50パーセントを超えるということになってございます。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

宮川君。

6番（宮川徳光君）

にこ市を利用してとかいう話でちょっと進めてまして、今ちょっと、そういったものということで振ったのですが、にこ市と全然関係ない話だったように思いますが。

昨日でしたか、同僚議員から地域おこしの話がありまして、私も以前、町内の業者が潤うためにはというような意味合いの一般質問をしたこともあります。その町内の、にこ市に限らず。まあ、にこ市なんかは特に小規模の、高齢者が出しております。そういった方ですね、より生産意欲を増していくとか、そういった

た取り組みの一つでもあるというふうに、私は認識してるわけですが。

そこあたりの、これからどうしていきたいかというところを教えてください。

議長（山崎正男君）

教育次長。

教育次長（畦地和也君）

町内購入をする場合の事情につきまして、少しご説明をさせていただきたいと思っておりますけれども。

これまでにも、町内の事業者さんにさまざまな納品につきましてお願いをしてきたところでございますけれども、小口の配達につきましては、非常に単価的に利益が出ないということで。それから、学校給食会を通じて我々はいろんなものを納品されますけれども、その学校給食材の食材単価と、それから、町内業者さんを通じてご購入させていただく単価的が、非常にこれが合わないということで。それと、配送効率。そういう面からも、町内の業者さんからは納入を断られているというのが実情でございます。

先ほど申しました牛乳につきましても、町外の業者さんの納品になっておりますので、同じ製品を町内の販売店を通じて納入をしていただけないかという打診を昨年度致しましたけれども、先ほど言いましたように、いろんな学校給食の場合は学校給食会が間に入ったりとか、いろんな仕組みの中で単価的にどうしても合わないということで、お断りをされているというのが実情でございます。

町内からの購入につきましてはそのような事情でございますけれども、町内の農産物等の生産意欲への向上等につきましては、私どもが申し上げる立場に少しないのかなと思っておりますので、あれでしたら、農業振興課等の方にお答えしていただけたらと思います。

議長（山崎正男君）

農業振興課長。

農業振興課長（宮地丈夫君）

県産意欲の関係でございます。

どうしても小規模な出荷等なりますので、高齢者、兼業農家的な部分の高齢者等が占める割合も多いのかなというふうに思っておりますが。

そこについての支援ということになりますと、どうしても個人的な支援になりますので、今、各集落でやっております集落営農でありますとか、そういうところでの取り組みへの支援は行政としてはできますけど、なかなか個人への支援ということになりますと、今のところではできないような状況というふうに考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

宮川君。

6番（宮川徳光君）

ちょっと難しいところが多い、というふうな印象も受けました。

こういった自給率の向上といったものをとらえて、町内に在住の方に、より何言いますか利益を落とすというか、そういった意味合いで取り組みが始まったものだと認識しておりますので。この認識が違うなら、すぐ否定していただいてもいいんですが。

現状を見ますと、なかなか難しい面は多いと思いますが、そういったところから外れないようにいろんな施策を検討していただきたいとお願いして、私の一般質問、終わります。

議長（山崎正男君）

これで宮川徳光君の一般質問を終わります。

一般質問すべて終わりましたので、この際、10時半まで休憩します。

休 憩 10時 12分

再 開 10時 30分

議長（山崎正男君）

休憩前に引き続き会議を始めます。

日程第2、議案第8号、専決処分の承認を求めることについて（平成29年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算）から、議案第15号、黒潮町道の路線認定についてまでを一括議題とします。

各常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務教育常任委員長、坂本あや君。

総務教育常任委員長（坂本あや君）

それでは、総務教育常任委員会に付託されました議案の審査報告を致します。

お手元に配付してあります報告書のとおり、6月の8日11時から14時30分まで、全議員出席の下、町長、副町長、教育長、および担当の課長ならびに次長の出席を求め、審査をさせていただきました。

審査の結果については、以下のとおり、全会一致をもちまして可決するものと決しました。

それでは、審査の内容についてご報告をさせていただきます。

まず、議案第9号の、新庁舎の位置の番地についての説明は執行部から本議会でも説明がございましたが、そのとおり、一番広い面積を代表番地とするということがございました。

それで、現在の新庁舎の建設がどのように進んでいるのかということをお伺いしましたところ、順調に進んでおりまして、お正月休みには引っ越しをしていきたいということ、執行部の方からご説明をいただきました。

次に、議案第10号の、避難集会所の条例の制定についてです。これは、本町に初めて造られました避難集会所ということでございましたので、条例を制定するものですが。

委員の中から、他地区でも、この次にもこういう集会所を建設する予定はあるのかという質問が出ました。

町内にはまだ浸水地域内に集会所が設置されている場所もございますので、集落、地区との相談をしながら、どういった形で建設をしていくのかということなどについても話し合いながら進めていかなければならない、という補足説明がございました。

次に、議案第11号の、職員の育児休業の件でございます。

これにつきましては、本町の職員が休業を取る場合、産前産後8週と、それから育児休業の期間については、最長3年間ということになっているそうです。

今回の条例の一部改正におきましては、字句の改正と、それから、特別な理由があれば延長が認められるというところに、保育所に入所を希望していても入れない、待機児童という状況が追加されることになったというご説明がありました。

続きまして、補正予算についてご説明致します。

補正予算は、2款の総務費、6款企画費での質問がございました。

ここにあります町おこしの補助金については、今回は伊田郷の祭りの補助金という形で出ておりますが、ほかにも、坂折のカツオ祭りなどについても、この事業費の対象となっているというご説明をいただきました。

そして、ほかにもこうした事業の、町おこしの事業として認められる事業はありますかという質問に対してですね、補助対象となるには、農業の振興であるとか水産資源を活用した取り組みなどを進めるなど、それからスポーツの振興など、町おこしのための事業と認められる事業であれば補助の対象になる、というご説明を

追加でいただきました。これについては団体という縛りになっておりますので、集落であるとか、活動をされている団体の方の申請によって、助成が認められるということでございました。

次に、教育費でございます。

その教育費につきましては、文化振興費についてご説明させていただきます。

大方文学学級文芸誌が300号となったということで、本議会の方でも執行部から説明がございましたけれども。本町の中からこうした、昭和40年から年6回の出版を続けてこられて、県内でも市町村文芸誌には例のない貴重な文芸誌が継続されていることについて、大変素晴らしい結果を残していただいたと思っております。

次に、5項の保健体育費に移ります。

この保健体育費は、新しい取り組みということでご説明をいただきました。

本会議の方でもございましたけれども、スポーツを通じた幡多エリアの協議会が立ち上がりましてので、これに基づいてこれから、ジュニアのスポーツの選手の発掘、それから育成のために3年間の期間で進めていくというものだそうです。

これについては、今、県の補助が入って、半分、50パーセントが県の補助になっておりますけれども。委員の中からは、これがもし県が補助金がなくなったとしても進めていくのかということがありましたが、こういう取り組みは進められていくのではないかと、執行部のご答弁がございました。

具体的には、29年には、小学校の1、2年生を対象とした、有名選手に来ていただきまして、スポーツが好きになるという取り組みを始めるそうです。

そして次の年にはですね、30年になりますけれども。30年度には、その中から発掘されたジュニアの優秀な方をですね、どういうふうな形で指導をしていくのか。それから、その子どもさんを指導する指導者の方にも、スキルアップを図るような取り組みをされていくというご説明でした。

そして31年度には、そうした優れた選手、指導者を中央へ送り、トップレベルの育成を図っていきたい、という県の計画だということです。

既に、東部の方では昨年度から実施されているということで、今回協議がまとまったので、西南地域、幡多地域の方でも、こういう取り組みが始まったというご報告でございました。

大体以上が、本委員会の方に付託されました審査内容の理由でございます。

以上で報告を終わります。

議長（山崎正男君）

これで、総務教育常任委員長の報告を終わります。

これから、総務教育常任委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、総務教育常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、産業建設厚生常任委員長、藤本岩義君。

産業建設厚生常任委員長（藤本岩義君）

産業建設厚生常任委員会に付託された議案は、陳情、請願の2を件を除き、4議案です。

全委員出席で、各議案とも、町長、関係課長出席の下、審査を致しました。

第8号議案、専決処分の承認を求めることについて（平成29年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算）ですが。

本議案は、全員協議会や本会議でも説明があったとおり、28年度、単年度決算では、法定外繰入を含め、1億2,959万2,783円の黒字となりましたが、繰上充用を含むと1億728万102円の累積赤字となり、決算上不足しますので、その分を29年度予算で補うための専決処分です。予算書の中身は、ページ、9ページにあったと思います。

財政的に安定には単年度黒字になり、なおかつ、基金が3億円ほどが必要ですので、安定という所までにはしばらくかかるとの報告がありました。

この中で、特定健診の広告もなされましたが、受診率も、平成25年度には36.5パーセントであったものが、28年度は40.5パーセントと向上している。このことが改善の原因の一因ではと、話がありました。

また28年度は、医療費の多い順に、慢性腎不全、糖尿病、高血圧、統合失調症になっておるようです。

本議案は、討論はなく、全会一致で承認することとなりました。

続いて、第13号議案、平成29年度黒潮町一般会計補正予算について。

歳出のうち、3款の歳出、2款のうち、産業建設厚生常任委員会が所管する歳出でございますが、本議案は庁舎関連の工事が含まれるので、庁舎建設現場の視察を行いました。

予算書は、14ページの補償費ですが、本会議でも説明がありましたように、地権者5名の民地を一時的に借り上げ、庁舎関連工事の残土を6,000平米の土地に3万3,000立米の処理をするための、立竹木、ビワやナシ、柿などです。や、建物の補償をするものです。

埋め立てた後は境界を明確にし、個人に返すとのことでした。

整地は、大方バイパスの高さまで埋め立てるため、のり面や水路、道路でもめないように、地権者と十分事前協議を済ませておく必要との指摘がありました。

また、埋立地は農地でもあることから、農業委員会との事前協議が必要と思われるので、手続きに遺漏のないよう、との意見もありました。

予算書の同ページの社会福祉総務費ですが、本議会でも説明がありましたように、7節の要配慮者避難支援事業の臨時職員の経費を削減し、36万1,000円を増額して、社会福祉協議会に委託する組替予算です。

増額の理由、中身は、共済費や、社協の方に委託する関係で町有者の使用ができないことから、車のリース代等に充てるようです。

本議案も討論はなく、全会一致で可決しました。

続いて、第14号議案、平成29年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算についてですが。

本議案は、全員協議会で本会議以上のことはありませんでした。

予算書7ページ、医療費適正化等推進事業の対象者が30名の予定でありましたが、その後、10名増えたための増額です。あったかで、薬剤師による栄養指導等を行うものです。

これも討論なく、全会一致で可決しました。

なお、本事業は、高知県では田野町、黒潮町だけという報告もありました。

続いて、第15号議案、黒潮町道の認定についてですが。

本議案は、現場が不案内の委員もおることから、これも現地視察を行いました。説明資料の5ページに載っておると思います。

本道路は、出口字墓ノ前に新設する、笹山支1号線と読むと思いますが、の避難道としての活用するために、県がこの事業主体となり、農村減災防災事業等を活用して用地買収も行い、平成30年度に工事を行う予定で、事業完了後は所定の手続きを行い、黒潮町に移管されることのことです。そのため、町道認定をしていることが条件とのことでした。

本議案も、討論もなく、全会一致で可決しました。

以上で報告を終わります。

議長（山崎正男君）

これで、産業建設厚生常任委員長の報告を終わります。

これから、産業建設厚生常任委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、産業建設厚生常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

これで、各常任委員長の報告、および各常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

これから、討論を行います。

初めに、議案第8号、専決処分の承認を求めることについて（平成29年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算）の討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

（なしの声あり）

次に、賛成討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第8号の討論を終わります。

次に、議案第9号、黒潮町の事務所の位置等を定める条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

（なしの声あり）

次に、賛成討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第9号の討論を終わります。

次に、議案第10号、黒潮町立避難集会所の設置及び管理に関する条例の制定についての討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

（なしの声あり）

次に、賛成討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第10号の討論を終わります。

次に、議案第11号、黒潮町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

（なしの声あり）

次に、賛成討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第 11 号の討論を終わります。

次に、議案第 12 号、黒潮町立小学校設置条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

次に、賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 12 号の討論を終わります。

次に、議案第 13 号、平成 29 年度黒潮町一般会計補正予算についての討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

次に、賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 13 号の討論を終わります。

次に、議案第 14 号、平成 29 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算についての討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

次に、賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 14 号の討論を終わります。

次に、議案第 15 号、黒潮町道の路線認定についての討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

次に、賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 15 号の討論を終わります。

これで、討論を終わります。

これから、採決を行います。

この採決は、挙手によって行います。

念のために申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますので、ご了承願います。

初めに、議案第 8 号、専決処分の承認を求めることについて（平成 29 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算）を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 8 号は、委員長の報告のとおり承認されました。

次に、議案第 9 号、黒潮町の事務所の位置等を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 9 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 10 号、黒潮町立避難集会所の設置及び管理に関する条例の制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 10 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 11 号、黒潮町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 11 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 12 号、黒潮町立小学校設置条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 12 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 13 号、平成 29 年度黒潮町一般会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 13 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 14 号、平成 29 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 14 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 15 号、黒潮町道の路線認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 15 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これで、裁決を終わります。

日程第 3、議案第 16 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、および、議案第 17 号、人

権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（大西勝也君）

それでは、提案させていただきます、議案第 16 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、および、議案第 17 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、説明させていただきます。

まず、議案第 16 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、説明させていただきます。

現在、黒潮町の人権擁護委員は、6 名の方が法務省の委嘱を受け活動をいただいております。そのうち、大塚一福人権擁護委員が平成 28 年 9 月 30 日をもって任期満了となりましたが、人権擁護委員法第 9 条により、後任が決まるまで、職務を遂行していただいております。

その後任候補者として、宗崎小代氏を法務大臣に推薦するために、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

黒潮町伊與喜 43 番地 16、宗崎小代氏は、昭和 28 年 8 月 1 日生まれで、長年にわたり町役場に勤務されており、人格見識高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護に関し優れた見識を有する方でございます。

町と致しましては、こういったことを踏まえ、宗崎氏が適任であると判断し、議会に提案させていただきました。

続きまして、議案第 17 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、説明させていただきます。

これまで、法務省の委嘱を受け活動をしていただいております矢野智子人権擁護委員が、平成 29 年 9 月 30 日をもって任期満了となります。

その後任候補者として、宮崎英雄氏を推薦したく、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

黒潮町荷稻 434 番地、宮崎英雄氏は、昭和 26 年 4 月 18 日生まれで、長年にわたり小学校の教師として勤務されており、人格見識高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護に関し優れた見識を有する方でございます。

町と致しましては、こういったことを踏まえ、宮崎氏が適任であると判断し、議会に提案させていただきました。

両議案につきましてご承認賜りますよう、よろしくお願い致します。

議長（山崎正男君）

これで、提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

ただ今議題となっています議案については、会議規則第 38 条第 2 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思えます。

また、本案は人事案件です。慣例に従い、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、委員会付託、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入ることに決定しました。

これから採決を行います。

この採決は無記名投票をもって行います。

議場を閉鎖してください。

ただ今の出席議員は13人名です。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に8番、中島一郎君、9番、宮地葉子君を指名します。

初めに、議案第16号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決します。

投票用紙をお配りします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(なしの声あり)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

中島君および宮地君は、投票箱の点検をお願いします。

異常はありませんか。

(なしの声あり)

異常なしと認めます。

念のために申し上げます。本案は原案のとおり宗崎小代さんを適任とすることについて、賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。投票中、賛否を表明しない投票および賛否が明らかでない投票は、会議規則第83条の規定により、否と見なすことになっております。

1番議員から、順次投票願います。

投票漏れはありませんか。

(なしの声あり)

投票漏れ、なしと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。

中島君および宮地君は、立ち会いをお願いします。

開票の結果を報告します。

投票総数13票。

そのうち、有効投票13票、無効投票0票です。

有効投票のうち、賛成13票、反対0票。

以上のとおり、賛成全員です。

従って、議案第16号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり、宗崎小代さんを適任とする意見を付することに決定しました。

続きまして、議案第17号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決します。

投票用紙をお配りします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(なしの声あり)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

中島君および宮地君は、投票箱の点検をお願いします。

異常はありませんか。

(なしの声あり)

異常なしと認めます。

念のために申し上げます。本案は原案のとおり宮崎英雄君を適任とすることについて、賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。投票中、賛否を表明しない投票および賛否が明らかでない投票は、会議規則第83条の規定により、否と見なすこととなります。

1番議員から、順次投票願います。

投票漏れはありませんか。

(なしの声あり)

投票漏れ、なしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

中島君および宮地君は、立ち会いをお願いします。

開票の結果を報告します。

投票総数13票。

そのうち、有効投票13票、無効投票0票です。

有効投票のうち、賛成13票、反対0票。

以上のとおり、賛成全員です。

従って、議案第17号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり、宮崎英雄君を適任とする意見を付することに決定しました。

これで、裁決を終わります。

議場の出入口を開きます。

日程第4、議員提出議案第1号、高規格幹線道路に佐賀北部地域と佐賀との間で利用できる一般道路との連結路の建設を求める意見書についてから、議員提出議案第4号、農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書についてまでを一括議題とします。

提案趣旨説明を求めます。

初めに、議員提出議案第1号、高規格幹線道路に佐賀北部地域と佐賀との間で利用できる一般道路との連結路の建設を求める意見書についての提出者、矢野昭三君。

4番(矢野昭三君)

それでは、議員提出議案第1号の提出者であります矢野の方からですね、説明を申し上げたいと思います。

これは、高規格幹線道路に佐賀北部地域と佐賀との間で利用できる一般道路との連結路の建設を求める意見書についてでございます。

本件につきましては、3月議会に、佐賀北部地域と佐賀との間で利用できる一般道路を結ぶ出入口の設置に関する請願が、佐賀北部地域の9区長より提出されました。その内容は、既に皆さまのお手元にお届けしておりますのでご承知のことと思われしますので、この場での朗読等につきましては省略させていただきます。

継続審査となりですね、5月23日にも県へ調査に伺うなどして、慎重審査をまいりました。

結果ですね、関係する地域の請願内容はもったもなことの結論に達しました。

よって、議員提出議案第1号、高規格幹線道路に佐賀北部地域と佐賀との間で利用できる一般道路との連結路の建設を求める意見書について、提出致します。

意見書の案文は、お手元に配付致しておりますので、どうかよろしくお願い致します。

以上で、私の提案理由の説明は終わらさせていただきます。

議長(山崎正男君)

これで、議員提出議案第1号の提案趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

議員提出議案第1号、高規格幹線道路に佐賀北部地域と佐賀との間で利用できる一般道路との連結路の建設を求める意見書についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議員提出議案第1号の質疑を終わります。

次に、議員提出議案第2号、「大学生への給付制奨学金制度の拡充」を求める意見書についての提出者、小松孝年君。

13番 (小松孝年君)

議員提出議案第2号、「大学生への給付制奨学金制度の拡充」を求める意見書についてです。

この議案について、会議規則第13号第2項の規定により別紙のとおり提出します、ということにしております。

意見書の内容はですね、お手元に配付しております内容となっております。

最初、文部科学省の平成25年度の学校基本調査によれば、高等教育機関、大学、短大、高専、専修学校への進学率は、8割に達しております。その約半数が奨学金を利用しまして、多くの学生が多額の借金を抱えて卒業しているということを書いております。以下、いろいろ書いておりますが。

2017年度から、大学生への給付型奨学金というのも始まりましたけれども、これも募集枠が少なくて倍率も高いということで、利用できる確率が大変低いと。なかなか使いにくい、まだまだ使いにくい給付制度になっております。

ほんと、奨学金制度というのはいろいろありますけれども、地域間においても所得格差があつたりですね。で、8割進学率があるといいますけど、あと2割の中には、どうしても行きたいけど行けないという、家庭事情によって行けないという子どもたちもおります。

また、卒業後の就職もですね、ほんとに雇用の場が少なくて、奨学金の返済にすごく苦労してるということもあります。

教育力のアップは国の経済力のアップということもいわれております。そういった意味で、黒潮町議会では、国会および政府に対して、次の事項を実現するように強く要請するという内容で、国は教育予算を増やして、大学生に対する給付制奨学金制度を拡充すること、ということで意見書を、地方自治法99条の規定に基づき意見書を提出致します。

意見書は議長名で、それから提出先が、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学省大臣、それから財務大臣、総務大臣あてになっております。

以上です。

議長 (山崎正男君)

これで、議員提出議案第2号の提案趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

議員提出議案第2号、「大学生への給付制奨学金制度の拡充」を求める意見書についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議員提出議案第2号の質疑を終わります。

次に、議員提出議案第3号、特別支援学校の設置基準の策定、及び、特別支援学級の学級編制基準の改善を求める意見書についての提出者、森治史君。

10番（森 治史君）

それでは、特別支援学校の設置基準の策定、及び、特別支援学級の学級編制基準の改善を求める意見書について。

上記の際については、会議規則を13条の第2項の規定により、別紙のとおり提出致します。

皆さまのお手元にレジュメが回っていると思います。一部読まさせていただきます。

全国的に特別支援学校の児童生徒の数が、増加が進み、在籍者数は、2005年度、平成17年度と比較すると、11年間で3万8,000人増えております（平成29年度のこれは、文部科学統計の方から取ってきております）。

一方、学校建設はほとんど進まず、150人規模の学校に400人以上の児童生徒が押し込まれるなど、子どもたちの学ぶ権利を奪うばかりか、命と健康をも脅かしています。

それで途中からになりますけど、また、全国的に特別支援学級在籍の児童生徒の増加も止まりません。

在籍する児童生徒の状況は多様で、医療的ケアが必要な子ども、学年に沿った教科学習が必要な情緒障害の子ども、個別対応が常時必要な子ども等と、実態に大きな差があります。

さらに、小学校では1年から6年まで、中学校では1年から3年までが在籍し、学年差、年齢差に応じた指導が必要であるにもかかわらず、十分な対応ができていないのが現状です。

8人の子どもを1人の担任がすることは負担が大きく、既に限界を超えています。しかし、1993年の第6次定数改善以来、特別支援学級の学級編成基準は一学級8人のままで変わっていません。

よって、黒潮町議会は、国会および政府に対して、次の事項を実現するよう強く要請致します。

一点、特別支援学校の設置基準を設定すること。

一点、特別支援学級の学級編成基準を改善し、一学級を6人とすること、

以上、地方自治法99条の規定に基づき、意見書を提出します。

黒潮町議会議長、山崎正男の名前で、提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣。

以上です。

議長（山崎正男君）

これで、議員提出議案第3号の提案趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

議員提出議案第3号、特別支援学校の設置基準の策定、及び、特別支援学級の学級編制基準の改善を求める意見書についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議員提出議案第3号の質疑を終わります。

次に、議員提出議案第4号、農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書についての提出者、中島一郎君。

8番（中島一郎君）

議員提出議案第4号、農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書について。

上記の議案について、会議規則第13条第2項の規定により、別紙のとおり提出をするものです。

意見書の内容を要約して、説明させていただきます。

コメの価格は生産費を大きく下回り、多くの稲作農家で経営が成り立たない状況となっています。

政府の方では、農地を集積して、大規模、効率化を図ろうとしていますが、これでも赤字が拡大して経営危機に陥っています。

この対策として、平成 22 年に始まった農業者戸別所得補償制度では、生産量目標を達成した販売農家に対して、生産に要する費用から販売価格との差額をベースにして、直接支払い、10 アール当たり 1 万 5,000 円の交付の支払いがされてきました。

そして、平成 25 年度からは経営所得安定対策に切り替えられて、10 アール当たり 7,500 円の交付金が交付されてきましたが、これも平成 30 年から廃止されようとしています。

これでは稲作経営は成り立たず、水田の持つ多面的機能を失い、地域経済や食料問題として環境保全を守ることはできません。

このことから、今回、農業者戸別所得補償制度の復活を求めるものです。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

提出先は、内閣総理大臣、財務大臣、経済産業大臣、農林水産大臣です。

議長（山崎正男君）

これで、議員提出議案第 4 号の提案趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

議員提出議案第 4 号、農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議員提出議案第 4 号の質疑を終わります。

これで、議員提出議案の提案趣旨説明および提出者に対する質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案については、会議規則第 38 条第 2 項の規定によって委員会付託を省略したいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

初めに、議員提出議案第 1 号、高規格幹線道路に佐賀北部地域と佐賀との間で利用できる一般道路との連結路の建設を求める意見書についての討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

（なしの声あり）

次に、賛成討論はありませんか。

（なしの声あり）

もう一度、申し上げます。

反対討論はありませんか。

（なしの声あり）

次に、賛成討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議員提出議案第1号の討論を終わります。

次に、議員提出議案第2号、「大学生への給付制奨学金制度の拡充」を求める意見書についての討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

次に、賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議員提出議案第2号の討論を終わります。

次に、議員提出議案第3号、特別支援学校の設置基準の策定、及び、特別支援学級の学級編制基準の改善を求める意見書についての討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

次に、賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議員提出議案第3号の討論を終わります。

次に、議員提出議案第4号、農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書についての討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

次に、賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議員提出議案第4号の討論を終わります。

これで、討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は、挙手によって行います。

念のために申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますのでご了承願います。

初めに、議員提出議案第1号、高規格幹線道路に佐賀北部地域と佐賀との間で利用できる一般道路との連結路の建設を求める意見書についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

挙手多数です。

従って、議員提出議案第1号は、原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第2号、「大学生への給付制奨学金制度の拡充」を求める意見書についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議員提出議案第2号は、原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第3号、特別支援学校の設置基準の策定、及び、特別支援学級の学級編制基準の改善を

求める意見書についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議員提出議案第3号は、原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第4号、農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議員提出議案第4号は、原案のとおり可決されました。

これで、裁決を終わります。

日程第5、委員会の閉会中の継続審査ならびに調査についてを議題とします。

各委員長から委員会において審査および調査中の事件について、会議規則第74条の規定によって、議席に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査ならびに調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査ならびに調査することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、各委員長からの申し出のとおりとすることに決定しました。

ここで、町長から発言を求められております。

これを許します。

町長。

町長 (大西勝也君)

平成29年6月第18回黒潮町議会定例会、ほんとうにご苦労さまでした。

また、本議会に提案させていただきましたすべての議案につきまして、承認、ご可決をいただきまして、ありがとうございます。

本議会を通じて賜りましたご意見を参考に、引き続き、住民福祉の向上に全力で取り組んでまいります。

議長 (山崎正男君)

これで、町長の発言を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで、平成29年6月第18回黒潮町議会定例会を閉会します。

閉会時間 11時 29分

会議録の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長 山 崎 正 男

署名議員 森 治史

署名議員 池内 弘道